

一般社団法人日本医学教育評価機構
評価事業基本規則実施細則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本医学教育評価機構 評価事業基本規則における医学部・医科大学等の認定に関し必要な事項を定める。

(評価の種類)

第 2 条 一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）において総合評価部会及びその下部組織が行う評価の種類は次のとおりとする。

(1) 本審査

(2) 追加審査

(3) 「不認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の対応

2 本審査は、機構により「認定」の結果を受けた医学部・医科大学等又は機構により認定されていない医学部・医科大学等を対象として行う。

3 追加審査は、機構により「期限付認定」の結果を受けた医学部・医科大学等を対象として行う。

(評価結果)

第 3 条 評価結果は、判定、医学部・医科大学等の教育活動等における特色及び改善を要する点とし、外部評価における報告書へ明記する。

2 判定は「適合」、「部分的適合」、「不適合」、「評価を実施せず」とする。

3 外部評価における報告書へ明記すべき事項の詳細は評価委員会において別に定める。

(本審査による認定)

第 4 条 本審査において、医学部・医科大学等が評価基準に基づき概ね教育活動等を適切に行っていると判断した場合、認定結果は「認定」とする。

2 前項における「認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の認定期間は 7 年間とする。

3 第 1 項における「認定」の認定期間の始期は、認定の審査を行った理事会開催日の翌月の 1 日からとする。

(期限付認定)

第 5 条 本審査において、医学部・医科大学等が評価基準に基づき概ね教育活動等を適切に

行っているものの、改善すべき点が多いと判断した場合、認定結果は「期限付認定」とする。

- 2 「期限付認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の認定期間は 3 年間とする。
- 3 「期限付認定」の認定期間の始期は、認定の審査を行った理事会開催日の翌月の 1 日からとする。
- 4 「期限付認定」の結果を受けた医学部・医科大学等に対する追加審査は、3 年以内に実施する。

(追加審査による認定)

第 6 条 追加審査において改善が評価基準に基づき適切に行われたと判断した場合、認定結果は「認定」とする。

- 2 前項における「認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の認定期間は、「期限付認定」の期間が終了する翌日から 4 年間とする。

(不認定)

第 7 条 追加審査において改善が評価基準に基づき適切に行われていないと判断した場合、又は自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類の提出がない場合は、「期限付認定」の期間が終了する翌日から「不認定」とする。

(判断基準)

第 8 条 「認定」、「期限付認定」、「不認定」の判断基準は、別に定める。

(審査保留)

第 9 条 評価の過程において「審査保留」と判断した場合、当該医学部・医科大学等は自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類を再度提出し、当該医学部・医科大学等における質疑応答や視察の日程を変更するものとする。

- 2 「審査保留」における必要事項は、別に定める。

(審議停止)

第 10 条 評価の過程において「審議停止」と判断した場合、当該医学部・医科大学等の関係者に対するヒヤリングを行い、自己点検・自己評価に関する報告書に記載されていない不適切な教育活動等に関して事実確認を行うものとする。

- 2 前項のヒヤリングにより不適切な教育活動等を行っていないことが確認された場合、審議を再開するものとする。
- 3 第 1 項のヒヤリングにより不適切な教育活動等を実施していることが発覚した場合、評価基準に照らし合わせて、当該医学部・医科大学等がその教育活動等を改善したあとに

審議を再開するものとする。

- 4 「審議停止」における必要事項は別に定める。

第 2 章 本審査

(申請)

第 1 1 条 本審査の受審を希望する医学部・医科大学等は、指定の期日までに、評価申請書を理事長あてに提出しなければならない。

- 2 評価申請書を提出した医学部・医科大学等は、指定の期日までに、自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類を、機構あてに提出しなければならない。

(書面調査)

第 1 2 条 自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類の精査（以下、「書面調査」という。）は評価チームが行う。

- 2 書面調査により医学部・医科大学等の教育活動等に不明瞭な点がある場合、評価チームは医学部・医科大学等へ質問事項の送付と評価に必要な追加資料の請求を行うことができる。
- 3 医学部・医科大学等は、前項の質問事項に対して回答を提出し、追加資料を提示しなければならない。

(実地調査)

第 1 3 条 前条における書面調査の実施後に、医学部・医科大学等における質疑応答や視察（以下、「実地調査」という。）を評価チームが行う。実地調査においては、自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類、質問事項に対する回答と追加資料の内容を踏まえて教育活動等の実施状況を確認する。

(実地調査後の手続き)

第 1 4 条 実地調査後の手続きは次の手順で行うものとする。

- (1) 書面調査及び実地調査を踏まえて、外部評価における報告書の原案を評価チームが作成する。
- (2) 評価チームが作成した外部評価における報告書の原案を、評価委員会が精査し、外部評価における報告書の案として医学部・医科大学等へ送付する。
- (3) 医学部・医科大学等が外部評価における報告書の案の記載内容を確認し、意見・異議の有無を提出する。
- (4) 外部評価における報告書の案に対する医学部・医科大学等からの意見・異議がある場

合は、異議審査委員会が内容を審議し、審査結果を総合評価部会へ報告する。

- (5) 医学部・医科大学等から提出された外部評価における報告書の案に対する意見・異議の有無及び異議審査委員会からの報告を踏まえ、総合評価部会が外部評価における報告書の加筆修正と認定結果を検討し、理事会へ上申する。
 - (6) 理事会が総合評価部会からの上申を踏まえ、外部評価における報告書の最終版と認定結果を審議し、医学部・医科大学等へ送付する。
 - (7) 医学部・医科大学等が、外部評価における報告書の最終版と認定結果を確認し、意見・異議の有無を提出する。
 - (8) 外部評価における報告書の最終版と認定結果に対する医学部・医科大学等からの意見・異議がある場合は、その内容に応じて、異議審査委員会、総合評価部会、又は理事会及びその下部組織が対応を審議する。
 - (9) 医学部・医科大学等から提出された外部評価における報告書の最終版と認定結果に対する意見・異議の有無及び前号の対応を踏まえ、理事会にて評価結果と認定結果を確定する。
- 2 前項第 3 号及び第 7 号の意見・異議の有無は、外部評価における報告書又は認定結果を受領してから 1 か月以内に提出しなければならない。意見・異議がある場合、医学部・医科大学等はその内容及び根拠理由を明記しなければならない。
 - 3 実地調査後の手続きについては、本条のほか別表 1 に定めるとおりとする。

第 3 章 追加審査

(申 請)

- 第 15 条 追加審査の受審を希望する医学部・医科大学等は、指定の期日までに、追加審査評価申請書を理事長あてに提出しなければならない。
- 2 追加審査の受審を希望する医学部・医科大学等は、指定の期日までに、自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類を、機構あてに提出しなければならない。

(書面調査)

- 第 16 条 自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類の精査（以下、「書面調査」という。）は評価チームが行う。
- 2 書面調査により医学部・医科大学等の教育活動等に不明瞭な点がある場合、評価チームは医学部・医科大学等へ質問事項の送付と評価に必要な追加資料の請求を行うことができる。
- 3 医学部・医科大学等は、前項の質問事項に対して回答を提出し、追加資料を提示しなければならない。

(実地検証)

第17条 前条における書面調査の実施後に、医学部・医科大学等における質疑応答や視察（以下、「実地検証」という。）を評価チームが行う。実地検証においては、自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類、質問事項に対する回答と追加資料の内容を踏まえて教育活動等の実施状況を確認する。

(実地検証後の手続き)

第18条 実地検証後の手続きは次の手順で行うものとする。

- (1) 書面調査及び実地検証を踏まえて、外部評価における報告書の原案を評価チームが作成する。
 - (2) 評価チームが作成した外部評価における報告書の原案は、評価委員会が精査し、外部評価における報告書の案として医学部・医科大学等へ送付する。
 - (3) 医学部・医科大学等は、外部評価における報告書の案の記載内容を確認し、意見・異議の有無を提出する。
 - (4) 外部評価における報告書の案に対する医学部・医科大学等からの意見・異議がある場合は、異議審査委員会が内容を審議し、審査結果を総合評価部会へ報告する。
 - (5) 医学部・医科大学等から提出された外部評価における報告書の案に対する意見・異議の有無及び異議審査委員会からの報告を踏まえ、総合評価部会が外部評価における報告書の加筆修正と認定結果を検討し、理事会へ上申する。
 - (6) 理事会が総合評価部会からの上申を踏まえ、外部評価における報告書の最終版と認定結果を審議し、医学部・医科大学等へ送付する。
 - (7) 医学部・医科大学等が、外部評価における報告書の最終版及び認定結果を確認し、意見・異議の有無を提出する。
 - (8) 外部評価における報告書の最終版と認定結果に対する医学部・医科大学等からの意見・異議がある場合は、その内容に応じて、異議審査委員会、総合評価部会、又は理事会及びその下部組織が対応を審議する。
 - (9) 医学部・医科大学等から提出された外部評価における報告書の最終版と認定結果に対する意見・異議の有無及び前号の対応を踏まえ、理事会にて評価結果と認定結果を確定する。
- 2 前項第3号及び第7号の意見・異議の有無は、外部評価における報告書又は認定結果を受領してから1か月以内に提出しなければならない。意見・異議がある場合、医学部・医科大学等はその内容及び根拠理由を明記しなければならない。
- 3 実地検証後の手続きについては、本条のほか別表2に定めるとおりとする。

第 4 章 「不認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の対応

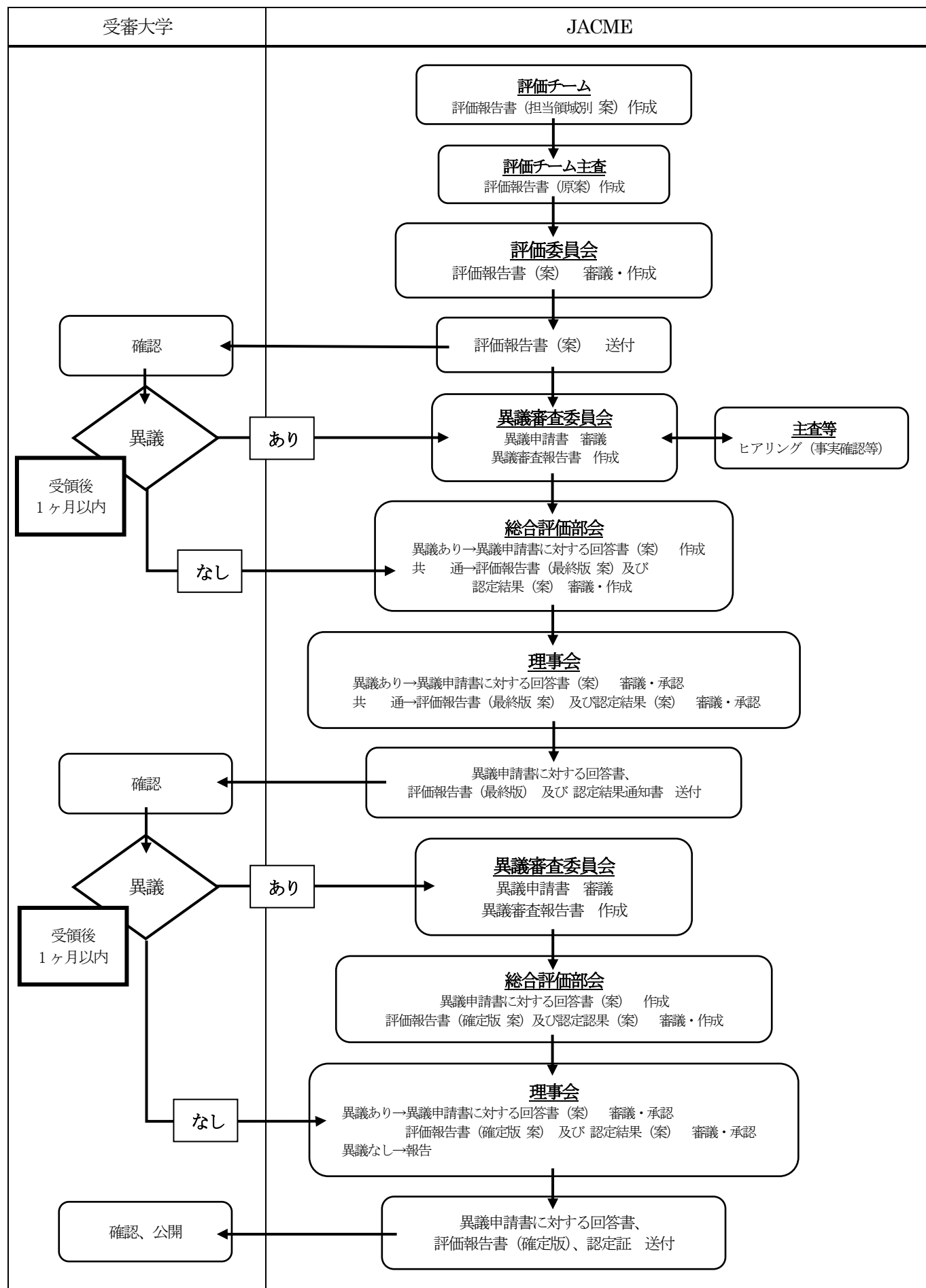
(本審査の申請)

- 第 19 条 「不認定」の結果を受けた医学部・医科大学等は、評価基準に基づき適切な改善を行った後、本審査の受審を申請することができる。但し、改善に要する期間として、「不認定」の決定を行った理事会開催日の翌月の 1 日から 2 年以上の期間を設ける。
- 2 「不認定」の結果を受けた医学部・医科大学等が、機構の本審査の受審を希望する場合は、外部評価における報告書を踏まえて改善に向けた実施計画を機構へ提出しなければならない。
- 3 機構は、機構における評価事業の計画、第 1 項の改善に要する期間及び前項の改善に向けた実施計画を踏まえ、本審査の申請の時期を審議し、医学部・医科大学等へ通知する。
- 4 前項における本審査の申請の時期が通知された医学部・医科大学等は、第 11 条に規定されたとおり、医学部・医科大学等は指定の期日までに、評価申請書を理事長あてに提出しなければならない。
- 5 「不認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の評価の手続きに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この細則は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。
2. 評価事業基本規則実施細則（平成 30 年 3 月 26 日施行）は、廃止する。

別表 1 (第 14 条関係) ※名称等は、実務における表記に準じて明記している。



別表 2 (第 18 条関係) ※名称等は、実務における表記に準じて明記している。

